

平成20年12月15日 文化庁文化財部記念物課

我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載について

文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会における調査・審議の結果(平成20年9月26日)に基づく、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」、「九州・山口の近代化産業遺産群」、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」、これら3件の文化資産に係る、我が国の世界遺産暫定一覧表への追加記載について、本日12月15日(月)、外務省において開催された世界遺産条約関係省庁連絡会議(構成:外務省、文化庁、環境省、林野庁、水産庁、国土交通省)において、了承を得ましたのでお知らせいたします。

なお、関係省庁連絡会議の事務局である外務省より、外務省記者クラブに対し、別添の資料によりお知らせしております。

1. 世界遺産暫定一覧表への追加記載を了承された3件の文化資産の概要

本日開催された世界遺産条約関係省庁連絡会議において、世界遺産暫定一覧表に追加記載が了承された3件の文化資産の概要は以下のとおり。

【北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群】

縄文遺跡群は、農耕・牧畜を基盤として形成された他の地域における新石器時代の遺跡とは異なり、完新世の温暖湿潤な気候に基づく自然環境の中で約10,000年もの長期間にわたって日本列島に継続した狩猟・漁撈・採集を主たる生業とする、定住の生活実態を表す独特の考古学的遺跡群である。これらは、長期間にわたり継続した自然と人間との共生の在り方を示し、独特の文化的伝統を表す物証として顕著な普遍的価値を持つ。

特に、北海道・北東北を中心とした地域においては、海岸部・河川流域・丘陵地帯などの多様な地形に位置する集落跡・貝塚・環状列石・低湿地遺跡などから成り、食料資源が豊富な落葉広葉樹林や海・河川といった自然環境への適応の在り方とそれに伴う定住の確立・展開の過程を顕著に示している。

(なお、地方公共団体の提案においては、「北海道・北東北の縄文遺跡群」であったが、世界文化遺産特別委員会における調査・審議において、主題を北海道・北東北の縄文文化から、例えば落葉広葉樹林帯が広く展開する地域・年代の縄文文化に拡大した上で、世界史的・国際的に我が国の縄文文化を説明していく上で不可欠と考えられる遺跡の代表例を資産に加えることについて検討すること、とされたことを踏まえ、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」と名称を改め、暫定一覧表に記載することとした。)

【九州・山口の近代化産業遺産群】

九州・山口の近代化産業遺産群は、19世紀中頃、欧米列強のアジア進出への危機感の中で、 江戸幕府や雄藩等が進めた自力による西洋技術の導入と、これを基礎として、明治維新後に九州・山口地域において、政府及び民間資本により進められた近代工業化の過程を示す一群の諸要素から成る産業遺産である。非西洋地域において、最初でかつ極めて短期間に飛躍的な進展を遂げた日本の近代工業化は世界史的にも特筆すべき事柄であり、本資産はその過程を明確に示す資産として顕著な普遍的価値を持つ。

本資産は、近代化の端緒から達成までの流れにおいて、相互に密接な関連を有する「自力による近代化」、「積極的な技術導入」、「国内外の石炭需要への対応」、「重工業化への転換」の4つの象徴的な要素から成る。

【宗像・沖ノ島と関連遺産群】

4世紀から 10 世紀の東アジアにおいて、大陸との交渉に際して航海の安全祈願のための国家的祭祀が行われた沖ノ島と、祭祀に関わった古代有力氏族に関連する考古学的遺跡から成り、「島」に対する日本固有の自然崇拝思想の原初的な形態を残すのみならず、その祭祀行為が現在にも継続している資産として顕著な普遍的価値を持つ。

宗像・沖ノ島と関連遺産群は、豊かな自然環境に覆われた玄界灘に浮かぶ孤島であり、東アジア最大級の祭祀遺跡が存在する沖ノ島、沖ノ島に対する祭祀に関わった胸形氏の墓域である津屋崎古墳群、沖ノ島に対する信仰の在り方を今なお継承している宗像大社の境内及び社殿群により構成される。

2. 我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加に係る経緯等

- ・ 平成18年度に地方公共団体から提出された24件の提案のうち、4件を我が国の世界遺産暫 定一覧表に記載すべき文化資産として選定。その他の20件については継続審議案件とした。
- ・ 平成19年度に地方公共団体から提出された32件の提案(新規提案13件・再提案19件)について、専門分野ごとに4つのワーキンググループを設置して、専門的な見地から詳細な検討を実施。世界文化遺産特別委員会において、各ワーキンググループの報告を踏まえて、調査・審議結果を取りまとめた。
- ・ これをもって、平成18年度から開始した一連の提案公募に係る調査・審議が完了。

3. 文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会における審議結果の概要

・地方公共団体からの提案32件のうち、顕著な普遍的価値を持つ可能性が高いと認められた 5件を、「世界遺産暫定一覧表記載文化資産」として世界遺産暫定一覧表に記載。その他の 27件については「世界遺産暫定一覧表候補の文化資産」として整理。

〇世界遺産暫定一覧表への記載が適当とされた文化資産(5件)

- 現時点において、顕著な普遍的価値を持つ可能性が高いと認められたもの。
- ・但し、提案の内容のままでは国際的な評価を得る上で不十分であり、世界遺産の推薦に向け

て、世界遺産としての顕著な普遍的価値の確実な証明、資産構成の整理等が必要。

- ◇「北海道·北東北の縄文遺跡群」(北海道·青森県·岩手県·秋田県)
- ◇「九州・山口の近代化産業遺産群」(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県)
- ◇「宗像・沖ノ島と関連遺産群」(福岡県)
- ※「金と銀の島、佐渡」(新潟県)
- ※「百舌鳥・古市古墳群」(大阪府)

上記5件のうち、「金と銀の島、佐渡」については、既に世界遺産となっている「石見銀山遺跡とその文化的景観」との拡大・統合を図るべきとの審議結果を踏まえ、島根県・大田市との調整を行っているところであり、また、「百舌鳥・古市古墳群」についても、陵墓を主要な構成資産としているため、今後、関係機関と協力して、陵墓の保存管理状況等に関する基本的な考え方を整理することとしている。

これら2件(上記の※印)については、それぞれの課題が整理できた段階で、世界遺産暫定一覧表への追加記載について、関係省庁連絡会議に諮る予定。

4. 今後の取組の手順等

引き続き、世界文化遺産特別委員会の調査・審議結果に記されている課題に対応しつつ、 以下の事柄を進めることが必要。

- 主題や構成資産の検討
- ・ 上記に伴う文化財の指定・選定、緩衝地帯の設定、保存管理計画の策定
- 記載推薦書の作成

《参考》

毎年2月1日<u>迄</u> 推薦準備が整ったものについて、同関係省庁連絡会議における了承 を経て、世界遺産センターに推薦書提出

提出同年夏~秋頃 国際記念物遺跡会議(イコモス)による現地調査

<u>翌年6~7月頃</u> 世界遺産委員会において、世界遺産一覧表への記載の可否が決定

照会先:文化庁文化財部記念物課課 長 内藤 敏也(内線2873) 課 長 補 佐 柿澤 雄二(内線2874) 主 任 調 査 官 本中 眞(内線2881) 専 門 職 山名 和也(内線2877) 代表 03(5253)4111 直通 03(6734)2876

北海道・北東北の縄文遺跡群(地方公共団体提案名)

(1) 所在地

か 所在地北海道 函館市 伊達市 森町 洞爺湖町 しちのへまち

青森県 青森市 八戸市 つがる市 外ヶ浜町 七戸町

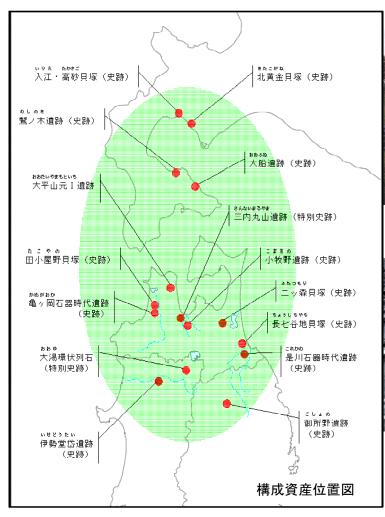
岩手県 一戸町

秋田県 鹿角市 北秋田市

(2) 資産の種別

遺跡

(※主題・構成資産については、今後記載推薦書作成までに見直していく予定)









九州・山口の近代化産業遺産群ー非西洋世界における近代化の先駆けー

(1) 所在地

福岡県 北九州市 大牟田市 飯塚市 田川市

佐賀県 唐津市

長崎県 長崎市

熊本県 荒尾市 宇城市

鹿児島県 鹿児島市

山口県 下関市 萩市

(2) 資産の種別

記念工作物、遺跡

(※主題・構成資産については、今後記載推薦書作成までに見直していく予定)



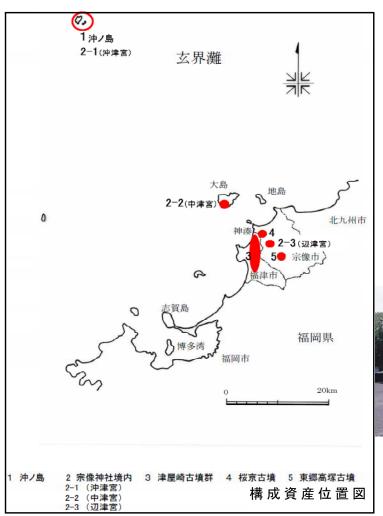




宗像・沖ノ島と関連遺産群

- (1)所在地 福岡県 宗像市 福津市
- (2)資産の種別記念工作物、建造物群、遺跡

(※主題・構成資産については、今後記載推薦書作成までに見直していく予定)









世界遺産について

1. 世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)

(1)条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、 保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

(2)経緯

昭和47(1972)年 第17回ユネスコ総会において採択

昭和50(1975)年 条約発効

平成 4(1992)年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効

平成19(2007)年11月現在、締結国数185ヵ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

- ① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- ② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 世界遺産委員会の動向

- ① 世界遺産の総数が、平成20年7月現在、878件(文化遺産679件、自然遺産174件、 複合遺産25件)となっている。
- ② このため、世界遺産委員会では、管理可能な規模とするために、各年における新規の記載 遺産数を極力抑制する施策がとられている。
- ③ このような傾向はさらに強まる傾向にあり、記載の審議は厳しさを増している。

4. 我が国の世界遺産一覧表記載物件(文化遺産11件、自然遺産3件)

	記 載 物 件 名	所 在 地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	"	<i>''</i>	文化
3	屋久島	鹿児島県	//	<i>''</i>	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	//	<i>''</i>	自然
5	古都京都の文化財	京都府、滋賀県	//	6年12月	文化
	(京都市、宇治市、大津市)				
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	//	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	4年	"	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	//	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	//	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	//	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	13年	16年 7月	文化
13	知床	北海道	16年	17年 7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	13年	19年 7月	文化

5. 我が国の暫定一覧表記載物件(文化遺産8件、自然遺産1件)

【文化遺産】

[平成4年]

- ・「古都鎌倉の寺院・神社ほか」(神奈川県)
- 「彦根城」(滋賀県)

〔平成13年〕

・「平泉の文化遺産」(岩手県)

[平成19年]

- ・「富岡製糸場と絹産業遺産群」(群馬県)
- ·「富士山」(静岡県·山梨県)
- ・「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」(奈良県)
- ・「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」(長崎県)
- ・「国立西洋美術館本館」(東京都) ※平成20年2月に日本を含む6か国共同推薦による「ル・コル ビュジェの建築と都市計画」の一部として推薦書提出済み

【自然遺産】

[平成19年]

・「小笠原諸島」(東京都)

世界文化遺産の登録までの手続等

文化庁において、暫定一覧表への追加資産について、 資産の所在する地方公共団体から提案を受け付け

1

暫定一覧表に追加すべき資産について 文化審議会世界文化遺産特別委員会において審議

1

世界文化遺産特別委員会の審議結果を踏まえ、 世界遺産条約関係省庁連絡会議において 暫定一覧表への追加を決定

1

「暫定一覧表」を作成しユネスコ世界遺産委員会へ提出

1

正式推薦の準備が整った案件について推薦書作成

推薦書をユネスコ世界遺産委員会へ提出 (毎年2月1日締め切り)

ı

国際記念物遺跡会議(ICOMOS)で審査(現地調査を含む)

1

ユネスコ世界遺産委員会で審査・登録の可否を決定 (推薦書提出の翌年6~7月頃)



平成20年12月12日

注意

世界遺産条約関係省庁連絡会議(12月15日17時半開始、 18時頃終了予定)終了確認後使用のこと

我が国世界遺産暫定一覧表への文化遺産の追加記載

我が国政府は、12月15日(月)、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(通称:世界遺産条約)に基づく我が国の「暫定一覧表」に、3件の文化遺産を追加記載することを決定し、追加記載資産の関係資料を世界遺産条約の事務局である世界遺産センターに提出することとしました。

【3件の文化遺産】

- 北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群
- 九州・山口の近代化産業遺産群
- ・宗像・沖ノ島と関連遺産群

(参考1)

「暫定一覧表」とは、条約の各締約国が、将来「世界遺産一覧表」に記載することが適当であるものの目録として、世界遺産条約の事務局であるユネスコ世界遺産センターへ提出するもの。各国はその中から1年で最大2件まで「世界遺産一覧表」への記載を推薦できる。その後、諮問機関による審査を経て、世界遺産委員会での審議により記載の可否が決定される。

(参考2)

現在、我が国の暫定一覧表には、8件の文化遺産と1件の自然遺産が記載されており、そのうち1件(国立西洋美術館)は世界遺産センターに推薦書を提出済み。

◆ 内容についてのお問い合わせ先 め 数 名 広 起 立 ル 衣 法 郊 国 際 立 ル ね

外務省広報文化交流部国際文化協力室

守山事務官(内線:3676番) TEL: 03-5501-8000 橋本事務官(内線:5759番)